

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会議資料

【平成29年12月6日（水）】

◎ <<協議事項>>

資料No.1	児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度について
資料No.2	国保データベース(KDB)システムの利用について

◎ <<報告事項>>

資料No.3	広域連合「京都地方税機構」における国保料徴収業務の開始について
資料No.4	地理情報システム(GIS)を活用した「問い合わせ(苦情)管理システム」の運用状況について.
資料No.5	公用車のドライブレコーダーの設置運用状況について
資料No.6	亀岡市個人情報保護条例の一部改正について
資料No.7	情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について

児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度について

制度の目的 府内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、学校と警察とが相互に児童生徒の問題行動に係る情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

協定締結者 京都府警察本部少年課長と各市町村教育委員会教育長
(亀岡市教育委員会と京都府警との現協定は、平成21年5月28日付けで協定し、施行日は平成21年6月8日)

府個人情報保護条例第39条に基づき設置された京都府個人情報保護審議会において、協定書に基づく本制度により警察が学校に個人情報を提供する場合において児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者からの同意を要しないことは、「条例の各要件を満たし、個人の権利利益の保護との調整が図られたものと認められることから、適当であると判断する。」との答申を受けている。

そのため、犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案を除き、児童生徒本人及び保護者からの同意を要しないものである。亀岡市個人情報保護条例第9条の観点から、審議会にご意見等求めるものです。

今回の主な変更箇所

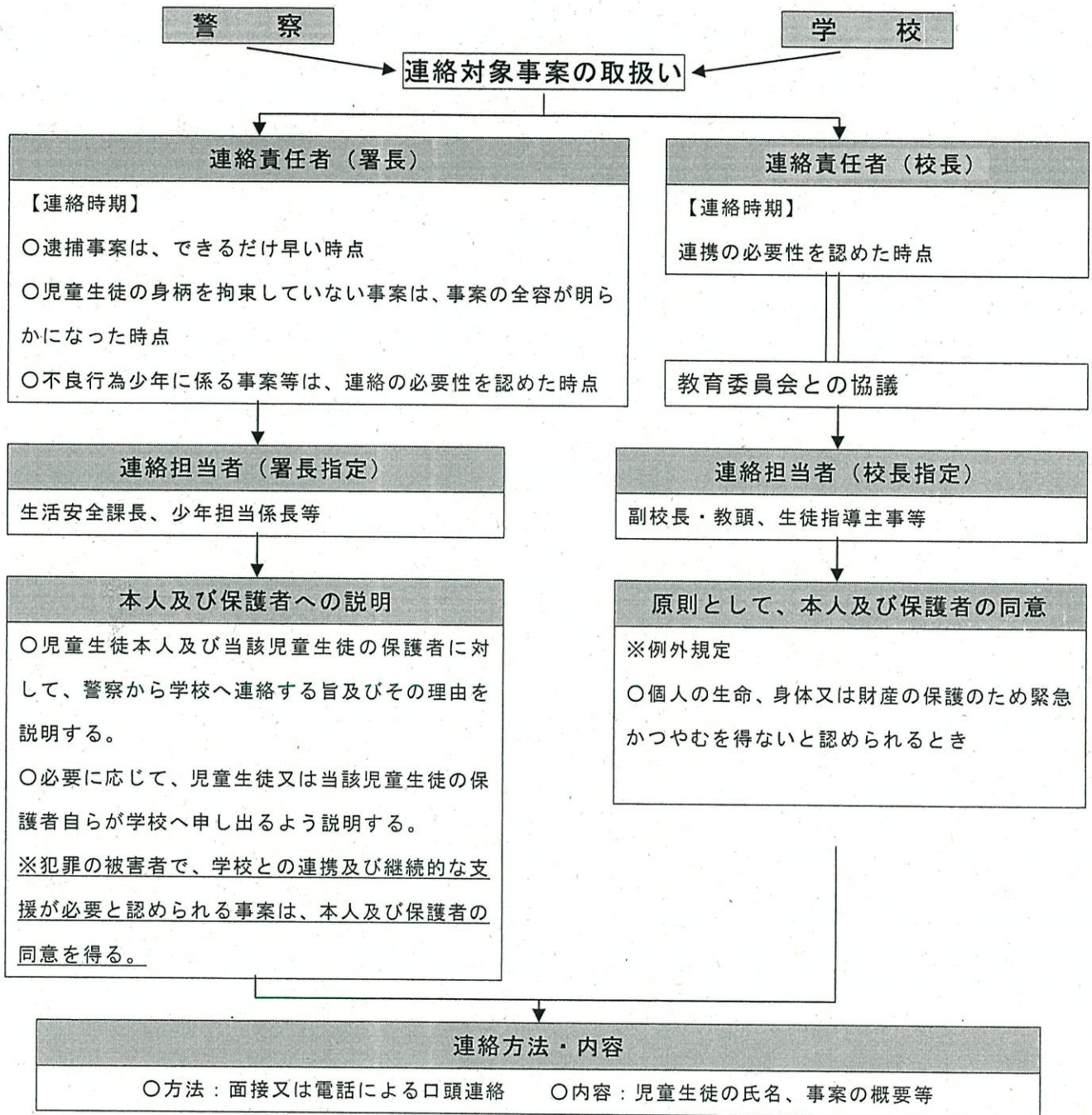
(連絡対象事案) 第4条第2項の変更と第3項の追加

- ・第2項・・・学校及び警察から、この項では学校だけを対象とし、原則保護者の同意を得ることを明記
- ・第3項・・・第2項から分けて、新たに警察が保護者の同意を得る事案(第4条第1項第1号オ)を明記

【上記以外は児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者に、警察から学校へ連絡する旨及びその理由を説明した上で、連絡するもの】

変更の目的 協定を締結(H21.5.28)し、施行されたが、警察に検挙された少年又は保護者から同意が得られず、警察から学校に連絡できないケースが多く見受けられ、少年の非行防止(再非行防止)対策を進める上で多大な弊害であることから、学校と警察の連携を強化するため、協定の内容を一部変更するもの。

学校警察連絡制度フローチャート



学校の対応
○事前に制度についての児童生徒及び保護者への説明
○連絡内容の本人及び保護者への伝達
○警察からの情報のみによる不利益処分の禁止
○健全な学校生活が送れるよう規範意識の醸成、継続的な指導
○児童生徒の安全確保対策
○保護者との連携を図り、再非行防止、立ち直り支援
○教育委員会への報告

亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書の主な改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(連絡対象事案) 第4条 <u>2 学校及び警察は、この協定に基づく連絡をするときは、原則として、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を取るものとする。</u></p>	<p>(連絡対象事案) 第4条 2 <u>学校は、この協定に基づく連絡をするときは、原則として、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。</u> 3 <u>警察は、この協定に基づき、第1項第1号オの連絡対象事案に係る連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。</u></p>

※第1項第1号オ・・・犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案

国保データベース（KDB）システムの利用について

国保データベース（以下「KDB」という。）システムの利用について、京都府後期高齢者医療広域連合に利用承認申請するに当たり、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において、御意見を頂戴し承認いただきますようお願いいたします。

1 主旨

本市が実施する保健事業の効果の確認、評価を行うことを目的として、保険者である京都府後期高齢者医療広域連合が保有する健診情報及び医療情報を収集するため、KDBシステムの利用について、亀岡市個人情報保護条例第8条第2項ただし書き、第9条第2項第6号及び同条第3項ただし書きの規定により、審議会の意見を聴く。

2 KDBシステムとは

KDBシステムとは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算処理業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む。）」、「介護保険」等に係る情報を集約したシステムである。KDBシステムは、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として、構築された。KDBシステムを活用して、地域の健康課題について住民や健康づくりに関わる担当者がデータに基づき認識を共有することが可能となる。国保においては、平成24年度データから閲覧可能であり、保健事業に利活用しているところである。

また、平成28年1月データから、後期高齢者医療広域連合の参加に伴い、後期高齢者医療情報が閲覧可能となった。

3 利用理由

保健事業において、健診事業の効果、健診の結果の改善、生活習慣の変化、目標の達成度を確認し、実施した保健事業の評価を行うため、KDBシステムを利活用する。

4 利用開始希望年月 平成30年1月から

○亀岡市個人情報保護条例

平成12年9月29日

条例第37号

(収集の範囲)

第8条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、又は亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）に基づく亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

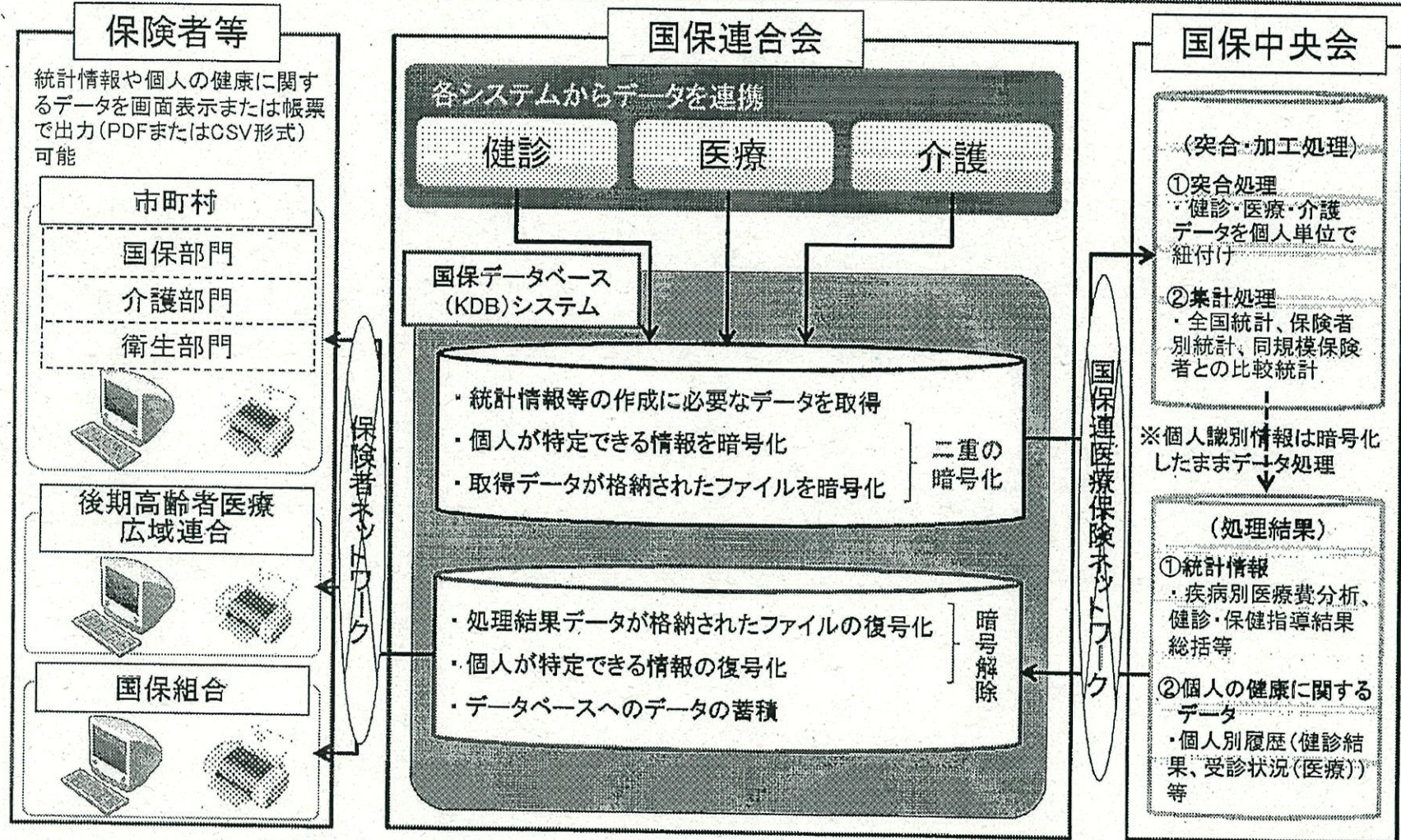
- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているものから収集するとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項第6号の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平24条例21・一部改正)

国保データベース(KDB)システムの概要

○ 国保データベース(KDB)システムは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供する。



広域連合「京都地方税機構」における国保料徴収業務の開始について

「京都地方税機構」において国保徴収業務を開始するに当たり、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会において御報告させていただきます。

1 主旨

本市では、「京都地方税機構」設立当初から参画し、移管した市税の滞納整理事務等を共同で行っています。

平成30年4月からは、国民健康保険料についても滞納繰越分及び督促状発送後の現年分保険料を移管します。滞納整理事務には滞納に係る情報の共有が必要となるため、滞納国民健康保険料に係る個人データを追加で提供することとなります。

2 京都地方税機構とは

京都地方税機構とは、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行い納税者の利便性を図るとともに、公平・公正な税務行政の一層の推進を図ることを目的に、賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織で、平成22年1月から一部業務開始、平成22年4月から全面業務開始しています。

【京都地方税機構の処理事務】

- ①法人関係税に係る申告書等課税資料の収集、税額の算定、調査及びこれらに関する事務
- ②地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合へ移管した事案に係る滞納整理事務
- ③賦課徴収業務に関する研修事務
- ④構成団体からの賦課徴収業務に関する相談及び支援に関する事務
- ⑤地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務

3 国保料徴収業務開始理由

国民健康保険料の滞納整理事務の効率化、収納率の向上及び公平公正な負担の一層の推進を図るため滞納事案を移管します。

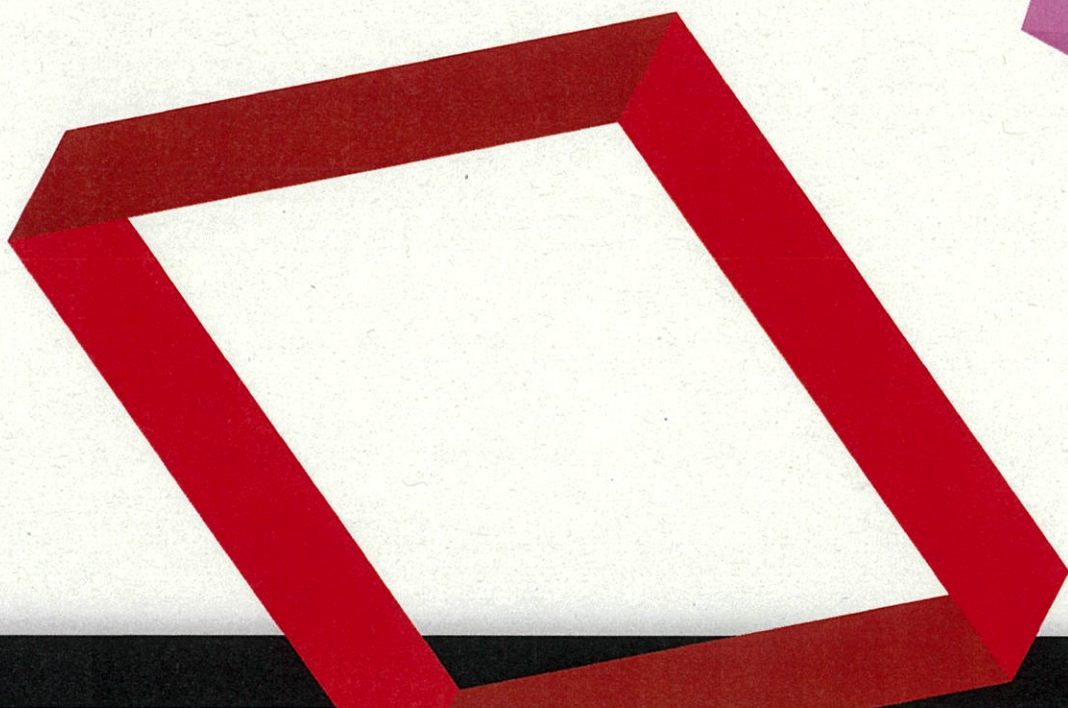
4 開始年月

平成30年4月から

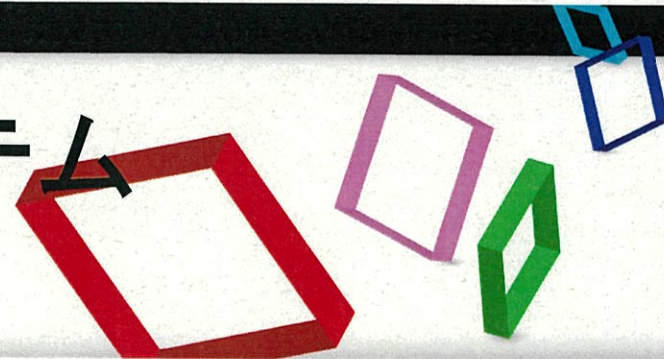
資料No. 4

地理情報システム(GIS)を活用した 「問い合わせ(苦情)管理システム」 の運用状況について

亀岡市 総務課 _ 2017/12/6

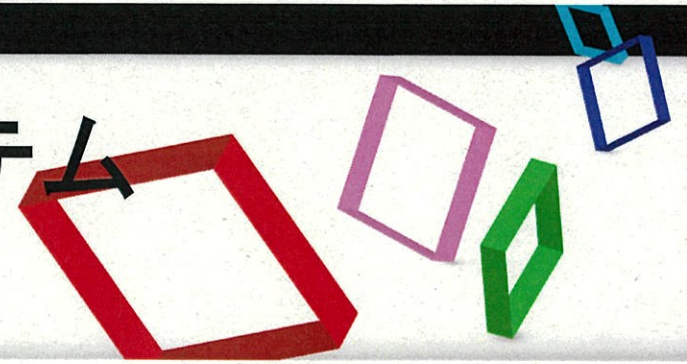


問い合わせ(苦情)管理システム を導入した背景は？



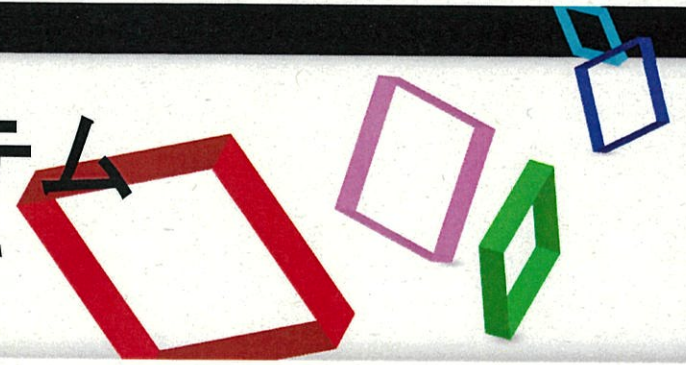
- これまで、市民からの問い合わせや苦情などの受け付け業務については、その都度エクセルやワードにより報告書などを作成し、別に住宅地図を添付していた。また、受付業務などで使用する帳票に統一様式はなく、課や係ごとで異なっていた。
- このような状況から、問い合わせや苦情内容を記録した情報と、場所などを示す住宅地図については、紙媒体でファイリング化されることが多く、履歴管理が容易ではない状況があった。

問い合わせ(苦情)管理システム を導入する効果は？

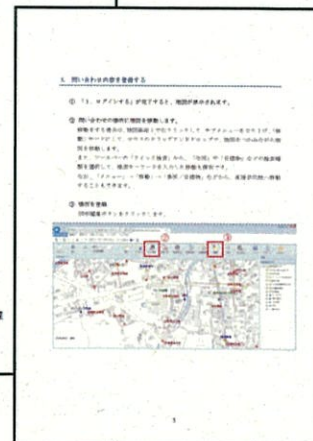
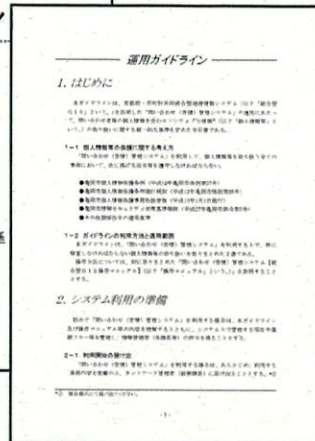
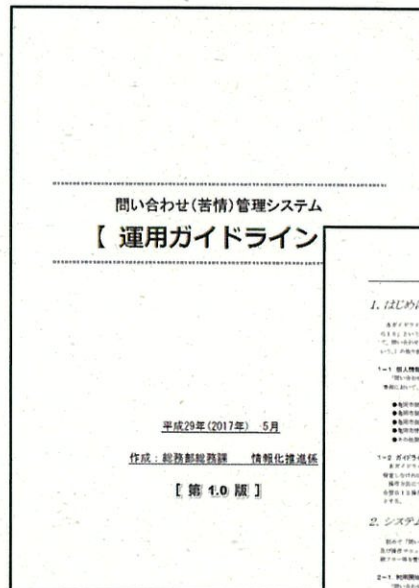


- GISの活用により、住民からの「問い合わせ・苦情などの情報」を、一元的に管理することができるので、効率的・効果的な運用が図られる。
- また、様々な履歴情報などを複合的に保有できるので、それらの情報を重ね合わせたり、加工することで、情報の分析にも利用でき、業務の高度化が図られる。

問い合わせ(苦情)管理システム の適正な職員利用にあたって



- 前回の個人情報保護審議会での意見等を踏まえ、「問い合わせ(苦情)管理システム」の運用にあたって、個人情報を含むデリケートな情報の取り扱いに関する統一的な基準を定めた手引書(ガイドライン)を作成した。
- また、職員の適正な利用を推進するため、利用者目線にたった操作マニュアルを作成し、庁内電子掲示板などにより全職員への周知を図った。



□ 現在の利用課

- ◆ 総務課(テレビ共聴組合)
- ◆ 土木管理課(市道・河川)
- ◆ 農林振興課(林道管理)
- ◆ 下水道課(下水道施設)
- ◆ お客様サービス課
(下水道課レイヤを共有)

公用車のドライブレコーダーの設置運用状況について

1 ドライブレコーダーとは

走行中に自動車の前方を常時撮影するビデオカメラです。前面ガラスに両面テープで固定します。エンジンがかかると自動的に起動し、走行中の前方の様子を映像で記録します。録画には、常時録画モードとイベント録画モードがあります。

○常時録画モードでは、エンジンがかかっている間、常時録画していて、データはいっぱいになると上書きされ、消えてしまいます。

○イベント録画モードでは、事故で何かにぶつかった、急ブレーキを踏んだといった衝撃に反応し、保存します。常時録画とは違う領域に保存します。

2 設置目的

- (1) 交通事故及びトラブル発生時における事故責任の明確化を図る。
- (2) 運転者が急発進、急加速、急ハンドルなどの状況を意識することで、運転者の安全意識及び運転マナーの向上、さらには事故予防を図る。
- (3) 安全安心のまちづくりに向け、犯罪抑止を図る。

3 今年度設置する公用車の台数等

設置台数 合計108台

内訳

○77台（9月8日設置完了）

【内訳：一般公用車75台・バス2台（つつじ・さくら）】

○31台（設置中：12月14日設置完了予定）

【内訳：一般公用車31台】

設置完了次第、順次運行します。

4 公用車の取り付け位置

○一般公用車は、フロントガラスに1基設置し、前方の映像を記録。

○バス車両は、フロントガラスに1基、ルームミラー付近から車内に向けて1基、計2基を設置。

5 ドライブレコーダーにおける個人情報の管理体制及び運用等について

(1) 映像データの利用目的の限定について

ア データの閲覧及び解析ができる場合

(ア) 交通事故、トラブル等の状況確認又は原因の分析及び究明

(イ) 公用車の安全運行を目的とした運転手研修への活用

イ データを外部提供する場合

(ア) 公用車が関わる交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められた場合

(イ) 法令の規定に基づき文書により、提供を求められたとき。

(2) ドライブレコーダー及びデータの操作について

ア 統括管理責任者・管理責任者・操作取扱者（別紙要綱参照）のみが操作できるものとします。

イ データの閲覧は統括管理責任者が指定したパソコンに限定します。

(3) ドライブレコーダーの記録媒体について

記録媒体はマイクロSDを使用し、ドライブレコーダー本体に装着したままとし、設置目的以外で閲覧できないよう、テープ（封印シール）を貼ることとしています。運行前点検時等で、封印シールの破れ等発見された場合は、速やかに財産管理課まで報告をすることとしています。

(4) ドライブレコーダー及びメモリーカードの盗難・紛失対策について

公用車から離れるときは、公用車への施錠の徹底を図っています。

6 亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱について

7 その他

○亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

平成29年7月7日

告示第170号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故責任の明確化並びに運転者の指導及び教育を行うとともに、安全安心のまちづくりに向け、犯罪抑止を図るため、公用車にドライブレコーダーを設置し、適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 本市の公用車に設置し、車外及び車内の映像を記録する装置をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより撮影された映像(メモリーカード等の記録媒体に記録されたものを含む。)をいう。
- (3) 解析・保存装置 パソコン等であつて、データの解析及び保存を行う装置をいう。

(統括管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダーの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者(以下「統括管理責任者等」という。)を置く。

2 統括管理責任者等の職員及び事務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(ドライブレコーダー及びデータの操作等)

第4条 ドライブレコーダー及びデータの操作は、次のとおりとする。

- (1) 公用車の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを記録するものとする。
- (2) データの閲覧及び解析は、統括管理責任者が指定したパソコンに限定し、統括管理責任者等が行うものとする。

(データの保存期間)

第5条 データの保存期間は、原則としてメモリーカード等の記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、ドライブレコーダーを撤去したときは、ただちにデータを消去するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員(以下「捜査機関」という。)から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (2) その他証拠保存等特に必要がある場合

(データの取扱い)

第6条 メモリーカード等の記録媒体は、ドライブレコーダー本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条の規定によりデータを閲覧、解析又は提供をする場合に限り、本体から取り出すことができる。

- 2 メモリーカード等の記録媒体に保存されたデータは、次条及び第8条の規定による場合を除き、複写してはならない。
- 3 前項により複写する場合は、統括管理責任者が指定したパソコンを介してメモリーカード等の記録媒体に保存するものとし、パソコン本体に保存してはならない。
- 4 データを保存したメモリーカード等の記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管する。
- 5 データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 メモリーカード等の記録媒体に保存されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、速やかに消去しなければならない。

(データの閲覧及び解析)

第7条 データは、次に掲げる場合に限り、閲覧及び解析を行うことができる。

- (1) 交通事故、トラブル等の状況確認又は原因の分析及び究明
- (2) 公用車の安全運行を目的とした運転手研修への活用

(データの外部への提供)

第8条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

- (1) 公用車に関わる交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められた場合
- (2) 法令の規定に基づき文書により提供を求められた場合

2 前項の規定により映像を外部に提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する

相手方に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。

- (1) データは、加工又は複写をすることなく撮影時の状態で、適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又はその目的が達成されることが判明したときは、速やかにメモリーカード等の記録媒体の返却を行うこと。
- (データの提供記録)

第9条 前条の規定により、データを外部に提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部に提供を行った年月日及びその時間
 - (2) 委託先の名称、所在地、代表者又は責任者氏名
 - (3) 目的及びその理由
 - (4) データの内容
- (個人情報の管理)

第10条 この要綱に定めるもののほか、データに含まれる個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)及び亀岡市個人情報保護条例施行規則(平成12年亀岡市規則第55号)の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表(第3条関係)

職名	担当職員	事務内容
統括管理責任者	亀岡市公用車使用規程(平成8年亀岡市訓令第6号)第4条に規定する安全運転管理者	ドライブレコーダー及びデータを統括管理すること。
管理責任者	亀岡市公用車使用規程第3条に規定する車両管理者	ドライブレコーダー及びデータの適切な管理運用並びにデータの漏えい防止を図ること。
操作取扱者	亀岡市公用車使用規程第7条に規定する車両取扱責任者	管理責任者の指示により、ドライブレコーダーを操作し、解析・保存装置によりデータ解析を行うこと。

亀岡市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正を行った条例 亀岡市個人情報保護条例（平成12年条例第37号）

2 改正目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」の一部改正に伴い、引用部分等の整理と情報提供等記録の提供先への通知先の追加等、関係規定の整備を図るため、亀岡市個人情報保護条例に影響が生じる事項について、一部改正を行った。

3 改正の主な内容

- (1) **第2条第6号** 番号法改正に伴う引用部分等の整理【情報提供等記録に係る整備】⇒番号法第26条で番号法第23条の規定が準用されることに伴う改正

(定義) 情報提供等記録

番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

- (2) **第19条** 番号法改正に伴う引用部分等の整理【条ずれ対応】⇒番号法第26条から第56条までの規定が1条ずつ繰り下がることになるため、特定個人情報の利用停止の請求に係る規定において番号法第28条の規定を準用していることから、1条繰り下げになる改正

(利用停止の請求)

何人も、実施機関が第10条第1項、第10条の2又は第10条の3の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第29条の規定に違反して策定された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (3) **第24条6項** 番号法改正に伴う通知先の追加【情報提供等記録の訂正の通知先の追加】⇒通知先として番号法第19条第8号に規定する「条例事務関係情報照会者」に加え、「条例事務関係情報提供者」も通知先に追加する改正

(訂正等の請求に対する決定)

- 6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

4 施行日 平成29年5月30日

亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報</p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、亀岡市情報</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、上下水道事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(2) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報</p> <p>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、亀岡市情報</p>

公開条例(平成12年亀岡市条例第32号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 _____ の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(利用停止の請求)

第19条 何人も、実施機関が第10条第1項、第10条の2又は第10条の3の

公開条例(平成12年亀岡市条例第32号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 (これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。) の規定により記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(利用停止の請求)

第19条 何人も、実施機関が第10条第1項、第10条の2又は第10条の3の

規定によらないで自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(訂正等の請求に対する決定)

第24条 実施機関は、第17条の訂正、第18条の削除及び第19条の利用停止(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正等を行う旨の決定(一部の訂正等を行う旨の決定を含む。)をしたときは、遅滞なく、当該請求に係る保有個人情報の訂正等を行わなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正等をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。
- 5 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期限内に訂正等の決定を行うことができないときは、当該請求の

規定によらないで自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときは、実施機関に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(訂正等の請求に対する決定)

第24条 実施機関は、第17条の訂正、第18条の削除及び第19条の利用停止(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正等を行う旨の決定(一部の訂正等を行う旨の決定を含む。)をしたときは、遅滞なく、当該請求に係る保有個人情報の訂正等を行わなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正等をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。
- 5 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期限内に訂正等の決定を行うことができないときは、当該請求の

あった日の翌日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに、当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者

_____ (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 _____

_____ に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

あった日の翌日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに、当該延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照

会者若しくは条例事務関係情報提供者 (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 (これらの規定を番号法第26条において準用する場合

を含む。)に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知するものとする。

平成29年5月15日号亀岡市広報紙「キラリ亀岡おしらせ」掲載

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況について（平成28年度）

亀岡市は市政への理解と信頼を深めるため、平成13年1月から情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

市役所1階市民情報コーナーでは、本市の予算書、決算書、各種統計資料などの行政資料や、公共工事の契約状況、官報、京都府公報などの閲覧ができます。平成28年度利用者数は延べ13,202人でした。亀岡市は、さまざまな情報を広く公開することで、今後もより開かれた市政の推進を目指します。

（単位：件）

	実施機関	請求 件数	処理の状況					審査 請求	審査 請求 取下げ
			全部 開示	部分 開示	不開示	文書 不存在	取下げ		
情報 公開 開示 請求	市長	151	107	32	2	9	1	2	1
	上下水道事業管理者	3	3	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	4	1	—	—	3	—	—	—
	監査委員	1	—	1	—	—	—	—	—
	農業委員会	4	1	1	—	2	—	—	—
	計	163	112	34	2	14	1	2	1
保有個 人情報 開示請 求	市長	8	2	2	—	4	—	—	—
	教育委員会	1	1	—	—	—	—	—	—
	農業委員会	1	—	1	—	—	—	—	—
	計	10	3	3	—	4	—	—	—
個人情報取扱登録簿 への登録状況		平成28年度末で589件							

【開示請求件数の推移】

請求内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
スタジアム関係	34件	25.0%	8件	5.5%	34件	20.8%
工事の金入り設計書	73件	53.7%	78件	53.4%	94件	57.7%
その他	29件	21.3%	60件	41.1%	35件	21.5%
合 計	136件		146件		163件	

